【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月９日
【報告者の名称】	かどや製油株式会社
【報告者の所在地】	東京都品川区北品川五丁目１番18号
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区北品川五丁目１番18号
【電話番号】	03-6721-6957（代表）
【事務連絡者氏名】	コーポレート本部　管理部長　　水嶋　寛
【縦覧に供する場所】	かどや製油株式会社 （東京都品川区北品川五丁目１番18号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

（注１）　本書中の「当社」とは、かどや製油株式会社をいいます。
（注２）　本書中の「公開買付者」とは、株式会社ITG-Gホールディングスをいいます。
（注３）　本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
（注４）　本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
（注５）　本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。
（注６）　本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第１条第１項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
（注７）　本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
（注８）　本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2026年９月15日付で提出いたしました意見表明報告書（当社が2026年10月29日付及び2026年10月30日付で提出した意見表明報告書の訂正報告書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、法第27条の10第８項において準用する法第27条の８第２項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

４　当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等

(2) 意見の根拠及び理由

④　当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

４【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等】

（２）【意見の根拠及び理由】

④　当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

（訂正前）

＜前略＞

当社及び本特別委員会は、本Ｃ社提案を受領したことを踏まえて、本Ｃ社提案が当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の確保に資するものであるかについて、本公開買付けとの比較検討を含め、慎重に評価及び検討する必要があると判断しております。当社は、本Ｃ社提案が上記のようなものであり、公開買付価格（Ｃ社）は本公開買付価格より高い水準であることに加えて、当該提案の法的拘束力、資金調達の確実性、取引実行の蓋然性及び企業価値向上施策等を総合的に勘案し、本Ｃ社提案は、本公開買付契約（当該契約の概要については、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「①　本公開買付契約」をご参照ください。）に基づき、適格対抗提案（下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「①　本公開買付契約」において定義します。以下同じです。）に該当すると評価しており、また、本Ｃ社提案を受けているにもかかわらず、なお本賛同意見表明を維持することが、当社の取締役の善管注意義務違反を構成する具体的なおそれがあると合理的に認められると判断したため、公開買付者に対して、本公開買付価格の変更について協議を申し入れることが妥当であると判断いたしました。そのため、当社は、2026年10月28日付で、本公開買付契約に基づき公開買付者に対して本公開買付価格の変更について協議を申し入れております（以下「本申入れ」といいます。）。なお、本公開買付契約によれば、公開買付者が、本申入れを行った日から７営業日を経過する日又は本公開買付期間満了日の前営業日のうちいずれか早い方の日、すなわち、2026年10月29日までに（ただし、公開買付者が本公開買付期間を延長する場合には、本申入れを行った日から７営業日を経過する日である同年11月９日までとなります。）、本公開買付価格を公開買付価格（Ｃ社）以上の金額に変更する旨の再提案を行わない場合には、当社は、事前に公開買付者に書面により通知した上で、本公開買付契約に基づく当社の一定の義務を負わず、かつ、本賛同意見表明を撤回又は変更する取締役会決議を行うことができ、さらに、公開買付者に対して書面で通知することにより、本公開買付契約を解除することができるものとされております。

当社及び本特別委員会は、かかる本公開買付契約の内容も踏まえ、今後、公開買付者及びＣ社との間で必要な協議等を行い、それぞれの提案内容について慎重に評価及び検討してまいります。なお、2026年10月29日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の当社取締役会の意見に変更はありません。

（訂正後）

＜前略＞

当社及び本特別委員会は、本Ｃ社提案を受領したことを踏まえて、本Ｃ社提案が当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の確保に資するものであるかについて、本公開買付けとの比較検討を含め、慎重に評価及び検討する必要があると判断しております。当社は、本Ｃ社提案が上記のようなものであり、公開買付価格（Ｃ社）は本公開買付価格より高い水準であることに加えて、当該提案の法的拘束力、資金調達の確実性、取引実行の蓋然性及び企業価値向上施策等を総合的に勘案し、本Ｃ社提案は、本公開買付契約（当該契約の概要については、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「①　本公開買付契約」をご参照ください。）に基づき、適格対抗提案（下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「①　本公開買付契約」において定義します。以下同じです。）に該当すると評価しており、また、本Ｃ社提案を受けているにもかかわらず、なお本賛同意見表明を維持することが、当社の取締役の善管注意義務違反を構成する具体的なおそれがあると合理的に認められると判断したため、公開買付者に対して、本公開買付価格の変更について協議を申し入れることが妥当であると判断いたしました。そのため、当社は、2026年10月28日付で、本公開買付契約に基づき公開買付者に対して本公開買付価格の変更について協議を申し入れております（以下「本申入れ」といいます。）。なお、本公開買付契約によれば、公開買付者が、本申入れを行った日から７営業日を経過する日又は本公開買付期間満了日の前営業日のうちいずれか早い方の日、すなわち、2026年10月29日までに（ただし、公開買付者が本公開買付期間を延長する場合には、本申入れを行った日から７営業日を経過する日である同年11月９日までとなります。）、本公開買付価格を公開買付価格（Ｃ社）以上の金額に変更する旨の再提案を行わない場合には、当社は、事前に公開買付者に書面により通知した上で、本公開買付契約に基づく当社の一定の義務を負わず、かつ、本賛同意見表明を撤回又は変更する取締役会決議を行うことができ、さらに、公開買付者に対して書面で通知することにより、本公開買付契約を解除することができるものとされております。

また、当社及び本特別委員会は、2026年９月14日付で、Ａ社に対し、本検討手続における検討結果を通知するとともに、当社株式に関する法的拘束力を有する提案の提出に向けた検討を継続する意向を有している場合には、その旨を当社及び本特別委員会に連絡するよう要請しておりました。その後も、当社のファイナンシャル・アドバイザーを通じて、Ａ社に対して検討継続の意向について正式に回答するよう要請するとともに、検討を継続する旨の正式な回答を受領した場合には、Ａ社からの要請を踏まえ準備していた確認事項を共有する旨を伝えておりましたが、同年10月31日時点において、Ａ社から正式な回答を受領しておりませんでした。このような状況を踏まえ、当社及び本特別委員会は、Ａ社による検討の継続状況が当社の株主の皆様にとって本公開買付けに応募するか否かを判断するに当たっての重要な関心事であり、また、その状況が長期にわたり不透明なまま継続することは本検討手続を適切に進める観点からも望ましくないと判断し、同年10月31日付で、Ａ社に対し、法的拘束力を有する提案の提出に向けた検討を継続する意向の有無について、同年11月５日までに書面で正式に回答するよう要請しました。また、検討を継続する場合には、法的拘束力を有する提案の提出に向けた具体的な見通し及び想定される提出時期についても併せて回答するよう要請し、期限までに検討を継続する旨の回答を受領した場合には、速やかにＡ社から要請を受けていた確認事項を共有する旨を通知しました。さらに、同期限までに検討を継続する旨の回答を受領できない場合には、当社及び本特別委員会として、Ａ社が検討を継続する意向を有していないものと判断するとともに、かかるＡ社とのやり取り及び当該判断について適切な開示を行う予定である旨をＡ社に通知しました。

その後、当社及び本特別委員会は、2026年11月４日付で、Ａ社から、当社が既に本公開買付けへの賛同及び応募推奨を公表していること等を踏まえ、当社株式の非公開化に係る取引についてこれ以上検討を継続することは困難であると判断しており、今後、法的拘束力を有する提案を提出する予定はない旨の回答を受領しました。これを受け、当社及び本特別委員会は、Ａ社による提案についての検討を終了しております。

なお、当社及び本特別委員会は、Ａ社に対して、小澤氏及びインテグラルと同等以上の長期間にわたり、当社に対するデュー・ディリジェンス及び当社株式の非公開化に係る取引について検討する機会を提供してまいりましたが、当社が本公開買付けへの賛同及び応募推奨を公表した2026年９月14日時点において、Ａ社からは法的拘束力を有する提案の受領に至っておりませんでした。他方で、同日時点において、小澤氏及びインテグラルからは、既に法的拘束力を有する具体的な提案が提出されており、当社及び本特別委員会は、当該提案について、当時受領していた提案の中で最も高い価格水準を提示していたことに加え、法的拘束力、資金調達及び取引実行の確実性並びに企業価値向上施策等を総合的に勘案して、小澤氏及びインテグラルによる2026年８月27日付提案が当時最も優れた提案であると評価しておりました。また、2026年８月27日付提案には有効期限が定められており、当社及び本特別委員会はその延長について小澤氏及びインテグラルとの間で交渉を行ったものの、期限までに合意に至らなければ、当時最も優れた提案であると評価していた具体的な提案が失効する可能性がありました。当社及び本特別委員会としては、かかる提案を失効させた後、Ａ社を含む他の候補者からも法的拘束力を有する提案が提出されなかった場合には、一般株主の皆様が具体的な売却機会を失うおそれがあることも考慮し、企業価値の向上及び株主共同の利益の確保の観点から、当時最も優れた提案であると評価していた小澤氏及びインテグラルによる提案を確保することが適切で

あり、当時既に当社株式の非公開化に係る法的拘束力を有する提案を行っていた検討済他候補者関係者（Ｂ社）を除く公開買付者以外の者からのより魅力的な提案を受ける機会を排除しないことを前提として、同提案への賛同・応募推奨が可能であると判断いたしました。したがって、当社及び本特別委員会は、2026年９月14日に本公開買付けへの賛同及び応募推奨の意見を表明した後も、Ａ社による法的拘束力を有する提案の提出に向けた検討を妨げる意図はなく、Ａ社に対して検討継続の意向を確認するとともに、Ａ社から法的拘束力を有する提案が提出された場合には、その内容を真摯に評価及び検討する方針を明示しておりました。そのため、当社及び本特別委員会としては、今般、Ａ社が当社株式の非公開化に係る取引についてこれ以上の検討を継続せず、法的拘束力を有する提案を提出しないこととしたことは、Ａ社自身の判断によるものであると認識しております。

他方で、当社は、Ｂ社から、2026年11月２日付で、当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け（Ｂ社）」といいます。）及びその後のスクイーズアウト手続を通じた当社株式の非公開化（以下「本取引（Ｂ社）」といいます。）に係る法的拘束力を有する最終意向表明書（再提案）（以下「本Ｂ社再提案」といいます。）（注５）を受領いたしました。下記のとおり、(ⅰ)Ｂ社は、当社が小澤氏及びインテグラルと締結した本公開買付契約における「検討済他候補者関係者」に該当し、適格対抗提案の提出者から除外されており、当社は、本Ｂ社再提案を理由として、本公開買付契約に基づく本公開買付価格の変更に係る協議申入れ、小澤氏及びインテグラルに対して行った本賛同意見表明の撤回又は変更をすることはできず、(ⅱ)企業価値向上の観点からも、当社及び本特別委員会としては、本取引（Ｂ社）が当社の企業価値の向上に資するとの判断には至りませんでした。

本Ｂ社再提案は、2026年９月７日付でＢ社から受領した法的拘束力を有する最終意向表明書における公開買付価格を引き上げるとともに、資金調達に係るコミットメント・レターその他の資料を添付したものです。Ｂ社によれば、Ｂ社は、本公開買付け（Ｂ社）の公表及び開始について、当社取締役会が本公開買付け（Ｂ社）に賛同する旨の機関決定を行うことを前提としているとのことです。また、本Ｂ社再提案によれば、Ｂ社は、現時点で、当社株式のうち、(ⅰ)法人株主が保有する当社株式については、これらの株主との間で自己株式取得を用いたストラクチャーとすることを内容とする不応募契約を締結し、当該契約に基づく当社による自己株式取得を、(ⅱ)その他の株主が保有する当社株式については、本公開買付け（Ｂ社）により取得することを、それぞれ想定しているとのことです。本Ｂ社再提案においては、現時点における本公開買付け（Ｂ社）に係る１株当たり公開買付価格（以下「公開買付価格（Ｂ社）」といいます。）に関しては次のとおりとのことです。すなわち、公開買付期間満了までにおける法人株主及び創業家株主との間の合意状況に応じて、(ⅰ)法人株主とＢ社との間で、当社による法人株主が所有する当社株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすることに合意できた場合（以下「自己株式取得ストラクチャー（Ｂ社）①」といいます。）には、公開買付価格（Ｂ社）を2,950円、(ⅱ)法人株主、小澤物産及び小澤商事とＢ社との間で、当社による法人株主、小澤物産及び小澤商事が所有する当社株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすることに合意することができた場合（以下「自己株式取得ストラクチャー（Ｂ社）②」といいます。）には、公開買付価格（Ｂ社）を3,044円、(ⅲ)三菱商事、小澤物産及び小澤商事とＢ社との間で、当社による三菱商事、小澤物産及び小澤商事が所有する当社株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすることに合意することができた場合（以下「自己株式取得ストラクチャー（Ｂ社）③」といい、自己株式取得ストラクチャー（Ｂ社）①及び自己株式取得ストラクチャー（Ｂ社）②とあわせて、自己株式取得ストラクチャー（Ｂ社）と総称します。）には、公開買付価格（Ｂ社）を2,914円とするとのことです。また、自己株式取得ストラクチャー（Ｂ社）①における自己株式取得価格（以下「本自己株式取得価格（Ｂ社）」といいます。）については、法人株主が保有する当社株式については１株当たり2,424円での自己株式取得を想定しているとのことです。

	自己株式取得ストラクチャー（B社）①	自己株式取得ストラクチャー（B社）②	自己株式取得ストラクチャー（B社）③
公開買付価格 （１株当たり）	2,950円	3,044円	2,914円

（注５）　本B社再提案における本公開買付け（B社）の主要条件は以下のとおりです。
－普通株式１株当たりの公開買付価格：(ⅰ)自己株式取得ストラクチャー（B社）①の場合には2,950円、(ⅱ)自己株式取得ストラクチャー（B社）②の場合には3,044円、(ⅲ)自己株式取得ストラクチャー（B社）③の場合には2,914円とするとのことです。
－買付主体：B社
－公開買付期間：原則として30営業日を想定
－買付予定数の上限：なし
－買付予定数の下限：本公開買付け成立後に、B社及び法人株主が保有する議決権の合計が、貴社の総株主の議決権の３分の２以上を確保できる水準を目途に設定することを想定
（注６）　本B社再提案によれば、B社は、本取引（B社）実行の資金を金融機関からの借入れにより賄うことが想定されているとのことであり、本B社再提案には、金融機関１行によるコミットメント・レターの写しも添付されています。

本公開買付契約においては、本検討手続に参加し、本公開買付契約締結日までに当社に対して書面による法的拘束力を有する提案を行った者及びその関係者は「検討済他候補者関係者」とされ、適格対抗提案の提出者から除外されています（当該契約の概要については、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「①　本公開買付契約」をご参照ください。）。B社は、2026年９月７日付で法的拘束力を有する提案を提出し、当社及び本特別委員会による比較検討の対象となった者であるため、本B社再提案は、本公開買付契約に定める適格対抗提案には該当しません。当社は、本B社再提案を理由として、本公開買付契約に基づく本公開買付価格の変更に係る協議申入れ、本賛同意見表明の撤回又は変更をすることはできません。
本公開買付契約の締結に至る経緯として、当社及び本特別委員会は、小澤氏及びインテグラル以外の全ての候補者からの提案をフィデューシャリー・アウト条項の対象とするよう小澤氏及びインテグラルと交渉しておりました。これに対し、小澤氏及びインテグラルからは、既に本検討手続において法的拘束力を有する提案を提出し、比較検討の対象となった候補者を同条項の対象外とすることを前提として、小澤氏及びインテグラルによる2026年８月27日付提案の有効期限を延長する旨の提案がなされました。この時点において、当社及び本特別委員会は、B社からB社最終提案を受領しており、B社最終提案を含む各候補者の提案について比較検討を実施しておりました。その結果、小澤氏及びインテグラルによる2026年８月27日付提案は、B社最終提案を上回る公開買付価格を提示していたことに加え、法的拘束力、資金調達及び取引実行の確実性並びに企業価値向上施策等を総合的に勘案して、当時受領していた提案の中で最も優れた提案であると評価しておりました。また、当時、小澤氏及びインテグラルによる2026年８月27日付提案が失効する具体的なリスクが存在していたことから、当社及び本特別委員会は、当時最も優れた提案であると評価していた当該提案を失効させることを回避するため、検討済他候補者関係者をフィデューシャリー・アウト条項の対象外とする内容を含む本公開買付契約を締結するに至ったものです。このような経緯に照らして、当社及び本特別委員会は、検討済他候補者関係者をフィデューシャリー・アウト条項の対象外とした判断は合理的であったと考えております。
また、当社及び本特別委員会は、これまでにB社から受領した提案書、デュー・ディリジェンス、経営陣へのインタビュー及び質疑応答等を通じ、B社が提示する企業価値向上施策について検討してまいりました。その結果、買収後の財務負担及び必要な成長投資への影響、当社固有の事業に対するシナジーの具体性及び実現可能性、当社ブランド並びに経営上の自律性への影響等を総合的に勘案した結果、B社再提案が当社の中長期的な企業価値向上に資するとの判断には至りませんでした。

当社及び本特別委員会は、以上の経緯及びかかる本公開買付契約の内容も踏まえ、今後、公開買付者及びC社との間で必要な協議等を行い、それぞれの提案内容について慎重に評価及び検討してまいります。なお、本書提出日現在において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の当社取締役会の意見に変更はありません。

以　上